相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県須賀川市森宿字將監田一〇九番地の五、最後の住所福島県須賀川市森宿字將監田一〇九番地の五　被相続人　亡　大槻　新吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

事務所福島県郡山市麓山一丁目一六番一一号　相続財産管理人　弁護士　吉津　健三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千駄木五丁目二四〇番地、最後の住所埼玉県川口市朝日二丁目一二番三号　被相続人　亡　渡邉　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一〇番一六号シーノ大宮ノースウィング一四階B　アーク法律事務所　相続財産管理人　小林　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市花見川区検見川町三丁目三九七番地、最後の住所千葉市稲毛区黒砂二丁目五番三七号黒砂マンション一〇三号　被相続人　亡　鈴木美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

事務所千葉市稲毛区萩台町六六四―三　鳥切法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鳥切　春雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市谷津三丁目一二番、最後の住所千葉県八千代市八千代台西七丁目五番地四八ウエストコーポ一〇一　被相続人　亡　三野谷浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号　建設会館ビル一階　プライム法律事務所　相続財産管理人　弁護士　金城未来彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西東京市西原町一丁目一八〇七番地、最後の住所千葉県市原市米原二七三番地一五一　被相続人　亡　武岳　惠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス　相続財産管理人　弁護士　菅野　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西東京市中町五丁目一九九七番地、最後の住所東京都西東京市中町五丁目一一番三四号　被相続人　亡　新見　文彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

東京都国分寺市本町三丁目一〇番一七号田中ビル三階戸塚法律事務所　相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区堀切五丁目七四七番地、最後の住所東京都葛飾区堀切五丁目四一番四号　被相続人　亡　阿部　婉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

事務所東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館五階藤光・鈴木法律事務所　相続財産管理人弁護士　鈴木　一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋小網町三番地、最後の住所東京都中央区日本橋小網町一七番一五号　被相続人　亡　松尾　冨子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

事務所東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館五階藤光・鈴木法律事務所　相続財産管理人弁護士　鈴木　一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区亀有三丁目七一〇番地、最後の住所東京都葛飾区亀有一丁目一〇番七―三〇六号　被相続人　亡　澤田　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

東京都千代田区麹町四―三―二九パシフィックシティ麹町五階新生綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区根岸四丁目五一番地、最後の住所東京都台東区根岸四丁目八番三号　被相続人　亡　堀江　貫二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

東京都千代田区麹町四―三―二九パシフィックシティ麹町五階新生綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南青山三丁目一〇番、最後の住所東京都立川市高松町二丁目二八番九号　被相続人　亡　川崎惠美委

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所　相続財産管理人　弁護士　橋積　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区東二丁目四八番地、最後の住所東京都世田谷区上馬一丁目二七番九号　被相続人　亡　市川　昭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号ます美ビル七階青木孝法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

第27期決算公告

平成23年9月29日

宮城県岩沼市下野郷字新関迎186―4

仙台シャーリング株式会社

代表取締役社長　岩谷　徹

貸借対照表の要旨

（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	240,495	流動負債	272,712
固定資産	278,510	固定負債	11,344
有形固定資産	276,463	**負債合計**	**284,056**
無形固定資産	1,489	株主資本	234,949
投資その他の資産	558	資本金	62,000
		利益剰余金	172,949
		その他利益剰余金	172,949
		（うち当期純損失）	(73,584)
		純資産合計	**234,949**
資産合計	519,005	**負債・純資産合計**	519,005